

特定非営利活動法人会津ワイナリー会
理事の交代

小辻武理事の辞任表明を受け、新たに高見章氏を理事に推薦する。
高見理事の任期は、定款第 16 条により、前任者の任期の残存期間である 2019 年 12 月まで。

以上

特定非営利活動法人会津ワイナリー会

特定非営利活動促進法の改正（貸借対照表の公告義務）に伴う定款の変更について

平成30年10月1日に法改正が施行され、毎年度、貸借対照表の公告が必要になりました。これに伴い、当会の定款第55条（公告の方法）を以下の通り変更します。

現：この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示するとともに、ホームページに掲載して行う。

新：この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示するとともに、ホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

説明：

定款第55条（公告の方法）は、そもそもNPO法人が解散する際に、債権者保護を目的として行うよう、NPO法で定められたものです。

従ってこれまではあまり関係のない条項との理解でしたが、今回の法改正で毎年度貸借対照表の公告が義務付けられました。

もちろん、現定款のまま、毎年貸借対照表の公告を官報に掲載すればよいわけですが、官報に掲載するのに、10万円近くの費用が発生することが判明しました。

そこで、提案のように定款を変更することにより、毎年度貸借対照表の公告はホームページに掲載して行うだけでよくなります。

よろしく申し上げます。

特定非営利活動法人会津ワイナリー会
「(仮称) ワイナリー建設に向けた検討委員会」の設置

理事会のもとに「(仮称)ワイナリー建設に向けた検討委員会」を下記により設置する。

記

- (1) 目的 会員の英知を結集し 2022 年ワイナリー建設の企画・事業計画を複数案提案する
- (2) 期間 2019 年 4 月～2020 年 3 月 (2019 年 10 月に理事会に中間報告)
- (3) 検討課題
 - 1) 美味しいワインづくり事業を実現するためのマスタープラン
 - 2) マスタープラン実現のための必要条件 (複数案) と課題
 - 3) マスタープラン実現のための組織・体制 (複数案)
 - 4) 企画立案 (立地場所、規模、既存施設との相乗効果、会津活性化・福島復興の具体策)
 - 5) 事業計画 (複数案の 20 年間の事業計画、資金調達等)
- (4) 委員長 高見章理事をワイナリー検討担当理事として推薦する
- (5) 体制及び委員 第三者性、中立性と新たな英知により検討する以下の体制を提案する
オブザーバーに、法人の代表者として業務を執行する横山理事長が就く
委員長の判断で専門性ある委員・オブザーバー及び事務局の追加を可能とする

理事会

(仮称) ワイナリー建設に向けた検討委員会

委員長： 高見章ワイナリー検討担当理事

委員： 礒貝英士会員、大越康弘会員、
角谷正治会員、山下邦勝会員、
渡辺善治郎会員 を推薦する

オブザーバー： 横山理事長

事務局 (1 名)： (未定)

以上